（様式１１）

### 若手（担当）技術者の申請書

業

者

名

：

記載内容担当部署

：

担

当

者

名

：

連絡先電話番号：

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公 | 告　　工 | 事　　契 | 約　　番 | 号 |  | | |
| 公 | 告 | 工 | 事 | 名 |  | | |
| 項 目 | | | | | 配 置 予 定 若 手 （ 担 当 ） 技 術 者 | | |
| 配置予定若手技術者（担当技術者）の所属する会社名及び建設業許可番号　（※１１） | | | | | 会 社 名 |  | |
| 大 臣 ・ 知 事 許 可 番 号 |  | |
| 配置予定若手技術者（担当技術者）の氏名等  （※２） | | | | | （旧姓：　　　　　） | 生年月日 | 昭・平　　年　　月　　日 |
| 年齢 | 歳 |
| 入 社 年 月 日法 令 に よ る 資 格  取 得 年 月 ・ 登 録 番 号 | | | | | 年 月 日 | | |
| １ 級 施 工 管 理 技 士 （ 　　　　　　・ 　　　　　　 ） | | |
| 監 理 技 術 者 資 格 者 証 （ 　　　　　　 ・ 　　　　　　　　）監 理 技 術 者 講 習 修 了 証 （　　　　　　・ 　　　　　　　） | | |
| 他工事の従事状況(※９) | 工 事 名 （ 契 約 番 号 ） | | | |  | | |
| ＣＯＲＩＮＳ番号（許可番号＋ＣＯＲ  ＩＮＳ登録番号） | | | | （建設業許可番号）  （ＣＯＲＩＮＳ登録番号） | | |
| 発 注 機 関 及 び 事 務 所 名 | | | |  | | |
| 施 工 場 所 | | | |  | | |
| 工 期 | | | | 年　　　月～　　　年　　　月 | | |
| 対象工事と重複する場合の対応措置 | | | |  | | |
| 特 記 事 項 | | | |  | | |
| 契 約 書 等 （ 写 ） | | | | 契約書等写　（有・無→CORINS登録済） | | |

★添付資料 若手（担当）技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（健康保険被保険証の写し等）

1. 国家資格を有しない若手（担当）技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。国家資格を有する若手（担当）技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）とすることができる。
2. 若手（担当）技術者は、公告日が属する年度において３５歳以下の者とし、国家資格（監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格）が確認できる資料の写しを添付すること。
3. 若手（担当）技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に３ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するもの（健康保険被保険証の写しなど）を添付すること。
4. 若手（担当）技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手（担当）技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。
5. 若手（担当）技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。
6. 若手（担当）技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。
7. 専任された若手（担当）技術者の交代は、傷病、退職等やむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行出来なくなった場合は、工事成績評定を３点減ずる。（なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。）
8. 若手（担当）技術者は、　当該工事作業に従事する内容について施工計画書に記載し、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。様式１１【確認表】現場での立会い（段階確認等）、事務所での打合わせ等、具体的に若手技術者を確認した状況を記載する。
9. 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。

従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置が出来なくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。

1. 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。
2. 建設業許可番号は、大臣知事コード（２桁）＋許可番号（６桁）で、ＣＯＲＩＮＳ登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。